

本陳情は、真栄田岬駐車場周辺における営業活動や占有への指導・是正勧告であり、誰でも営業できるといふ現状や安全面への対策ができてない状況等を踏まえて、下記の事項について求めるものです。

- ①公共の駐車場を占有している事業者の是正及び規制を行うこと。
- ②恩納村でのガイド業に免許制・行政処分の導入を行い役場への届出制度の作成をすること。
- ③無店舗・無届け・無保険・無資格の事業者を許さないために、陸域からのシュノーケル事業者も水上安全条例の対象となるようにすること。
- ④マリンレジャー事業者は、毎年一次救命処置とレスキュートレーニングの受講の義務化をすること。

関係課長から

- ・農道における路上駐車については、ブロックを置いて駐車が出来ないようにすることや一方通行にすることを案として検討している。
- ・指定管理者に対しヒアリングを行ったところ、事業者の道具が放置されていることについて黙認している現状や、場所取りをしている事業者に対し注意をしても入れ替わり新規事業者が来ること、繁忙期の渋滞の緩和のために駐車場の拡張も検討しているが様々な問題により実現できていない。

経済建設民生委員会として

駐車場における業者の道具等が放置されている件について、黙認している状況とのことだが、指定管理者には、道具の放置も含め駐車場の占有をする業者に対して、徹底的に指導をさせるべき。また、行政側からも積極的に関わり、指定管理者と連携して、業者に対して行政指導を行う事も必要だと考える。

また、駐車場の占有・渋滞の原因のひとつである現地での集合・ダイビングの講習については、講習場所の検討や店舗での講習を基本として行うよう指導させ、訪れる人すべてが気持ちよく観光できる環境づくりを行うこと。あくまでも指定管理施設は村の財産であり、村民全体に供されるべきである。

# 陳情第30号



## 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について

本陳情は、国の基準の改正において、居宅介護支援事業所における管理者の要件が主任介護支援専門員と定められ、その経過措置期間が令和3年3月31日までとなっているが、主任介護支援専門員になるためには、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、70時間の研修を受ける必要がある。

しかし、様々な理由により研修を受講できない状況があることから、このままでは経過措置期間内に間に合わず県内の事業所で主任介護支援専門員を確保できないまま廃業又は休止となってしまう、高齢者に必要な介護サービスが提供できない問題が発生することが懸念されることを踏まえ、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を国に提出することを求めるものです。

担当課長から

「村内には事業所が6か所あり、うち2か所は主任介護支援専門員が不在のため、研修を受講が出来ないまま不在の状況が続けば閉鎖や休止になってしまい、介護サービスの提供に影響があると考え。」と説明がありました。

委員から

「主任介護支援専門員になるための研修は自己負担で受講するのか。」という質疑があり、「個人における資格取得に対する村の補助は行ってない。」と説明がありました。それに対し、「今後ますます高齢化が進み、介護サービスの重要性は高まってくる。そのためには人材の確保が最も重要であり、村が受講料を負担する等、介護サービスに従事する方への支援を充実していただきたい。」と意見がありました。

# 陳情第21号・第26号



## 恩納村海岸管理条例の一部見直しに関する陳情について

本陳情は、恩納村海岸管理条例において荒天時(台風又は波浪警報時)に海岸に立ち入る行為が禁止されていることについて、気象台が発表する警報と恩納村沿岸域の海況が著しく異なるため、観光客から「穏やかな海なのに」と苦情が寄せられていること、村海岸管理条例を順守している業者がいる一方で、条例を順守しない業者へ顧客が流れ、村外事業者との過当競争で経営基盤が崩されかけている現状を踏まえて、下記の事項について求めるものです。

- ① 荒天時(台風または波浪警報が発表されているとき)に海岸に立ち入る行為を禁止するのではなく、波浪警報時は恩納村漁業協同組合か恩納村ダイビング協会又は各宿泊事業者やビーチ管理者の判断に任せること。
- ② 恩納村海岸管理条例第7条、行為の禁止(5)「荒天時(台風又は波浪警報が発表されているとき。)に海岸に立ち入る行為」に下記の但し書きを加えること。  
※但し、陸地から100m以内の海域及びリーフの内海は波高2.5m未満時を除く。

関係課長から

- ・恩納村海岸管理条例は村民だけではなく恩納村の海岸を利用する全ての人を守る為の条例であり、荒天時における海岸への立ち入り禁止においても、注意喚起を前もって行うことを目的としたもので、条例により海難事故は抑制されていると考えている。
- ・条例の第7条(5)中の荒天時の定義において、「大津波・津波警報が発表されているとき」を追加することを検討している。
- ・今後は海岸区域のパトロール等を含めた管理業務の強化も検討し、予想されるリスクへの対策を行う。

経済建設民生委員会として

この条例は、恩納村の海岸を利用する全ての人を守るために制定した経緯があることから、安全確保の観点からみても、荒天時における海岸への立ち入り禁止について見直すことは好ましくない。また、本条例は海岸の秩序ある利用を図り、自然環境の保全と公衆の福祉に寄与することを目的とするもので、本陳情で求められる条例の改正内容は本来の目的に依拠しない。

さらに、気象庁における警報は重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して予報されるものであるということからも、前もって危険を避ける為に海岸への立ち入りを禁止することは、安全対策において最も重要である。近年では異常気象が続いており、いつ・どのように海況が急変するかも分からない状況もあるため、この点においては特に徹底すべきである。

# 陳情第25号



## 真栄田岬駐車場占有のダイビング・シュノーケルツアー事業者に関する陳情

